

北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成 28 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、本市市税条例の関係規定のうち、平成 28 年 4 月 1 日から施行する必要があった下記の項目について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 3 月 31 日付け市長専決処分により改正したものの。

【改正内容】

1 個人市民税の寄附金税額控除に係る規定の整備（市税条例付則第 7 条の 4）

都道府県又は市区町村に対する寄附金（いわゆる「ふるさと納税」）に係る寄附金税額控除について、地方税法の規定が整備されたため、市税条例においても同様の改正を行うもの。

【具体的な内容】

分離課税所得（株式等の譲渡所得など）のみを有する者に係る寄附金税額控除について、特例控除額の上限を住民税所得割の 1 割から 2 割に改める。

※ 平成 27 年度税制改正により、既に一般の所得者（給与所得者など）については上限が所得割の 2 割に引き上げられている。今回は分離課税のみの者についても同様の取扱いとなるよう法整備がされたもの。

※ 平成 28 年度分の個人市民税（平成 27 年中の寄附金）から遡って適用されるため、上限引上げの開始年度は一般の所得者と同じとなるので、特に損得の差は発生しない。

2 固定資産税に関する規定の整備（市税条例第 44 条ほか）

地方税法の非課税規定及び課税標準の特例規定の改廃に伴い、市税条例における条項ズレの整備等を行うもの。